

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 12 月 23 日 (火) 午前 9 時 58 分～午前 11 時 38 分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 5 番 野々山 啓、 7 番 福岡 里香、  
8 番 岡田 公作、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、  
13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長 (3 番) 神谷 直子

### 2. 欠席者

6 番 今原ゆかり

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

### 6. 付議事項

- 1 反問権の明確化について
- 2 自由討議のあり方について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

### 《議 題》

#### 1 反問権の明確化について

委員長 この件につきましては、前回の委員会において反問を行使する際の取決め案を資料として配付させていただき、説明、質疑等を行いましたが、一旦持ち帰りということになっておりました。その後、各会派の御意見を提出していただき、本日の資料として配付をさせていただいております。まずもって御提出に感謝を申し上げます。

資料を見ますと、1から4の各事項においておおむね案のとおりとなっておりますが、高浜市民の会さんからそれぞれ御意見をいただきしておりますので、項目ごと確認をしながら協議をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに中身に入る前に、この取決めというものを規定するかどうかということを決めていただきたいと思います。取決めとして規定をするという部分と、それからその規定を議会運営に関する申合せ事項へ記載するというところ、これをどうするのかというところで伺いたいと思いますけれども。

4ページ、配付資料2、ここを御覧いただきたいと思うんですけども。

問 (13) 先に何で規定するかを決めるのかがちょっとよく分からぬんですけど、やはり中身を決めた上で中身によって規定するかどうかにも変わってくるかなと思うんですけど、そこを御説明お願いできますか。

委員長 中身によって規定するかどうかっていうよりも規定する形にするかどうかというスタ

イルを先に決めたほうがいいのかなと思って、中身に関しては中身でまた皆さん方に御議論いただければということで、先にここの部分を取り上げさせていただこうと思ったんですけれども。

意 (11) ここに委員会の申合せ事項に記載するということは、それだけ重きを置いているということですので、議会運営に関する申合せの中に載せるということは重要なことだと思いますので、これを進めておいて内容を詰めていく。だから、今から議論する内容は全て申合せ事項に盛り込みますよということを前提で話していくのが一番いいかなと思いますので、今の委員長の言うように、まず取決め事項に載せるか載せないか、ここで確定しておいてから議論して進めていくのがいいかなと思います。

委員長 ちょっと言葉足らずだったと思いますけれども、反問権っていうのは、これは我々が付議されるものでは基本的にはないものであって、きちんと当局側に議会としてはこういう考え方の下、そういう権利を皆さんにもお渡ししますよという説明をしていくべきものだというふうに思ってます。ですから、きちんと取決め、中身ももちろんそうですけども、こういうところにきちんと決めて載せてあるんですよということが必要なのかなという思いが少しあったのも事実ですけれども、そこら辺のところを皆さん方の共通認識にしていただくということで、ここの部分から決めていただいたほうがいいのかなということで、今お話をさせていただいておるんですけども。それを踏まえて御意見ある方、いらっしゃいますか。

意見なし

委員長 それでは、市民の会さんが、規定する必要がないというふうでありますけれども、取決めを規定する必要がないということなのか、あるいは取決め自体が必要ないという意味で書かれているのか、ちょっとこれをお聞かせいただけますかね。

意 (13) 反問権っていうのは、本来、まず基本的に私はあってはならないものなんですけど、やはりそれは当局としてどうやっても答えられないとか、やはり質問の意図が分からないと答えられないようなことを言われるっていうこともあると思うんですけど、そういう場合に運用されることであって、よほどのことでないと私はこれは行使はできないと思ってるんですね、基本的に。なのでそういう意味でも、私は何か、後から中を決めてそれを全部載せるみたいなことを今おっしゃったんですけど、私はそこまでやる必要があるのかなっていうところが思いました。結局は、反問権がもしあればただ単に質問が分からぬから聞くだけの話なので、ましてや、なか

なか我々議員はやはり当局と違いまして中身についてはすごく詳しく知ってるわけではないもんですから、どうしても質問が安易な質問になって当局が困るっていうこともあるかもしれないんですけど、そういう場合でもほかの議会とか見ると、何番議員のおっしゃることはこういう意図の質問だと思いますので、そういう意味でお答えさせていただきますとか、そういうふうにすごく丁寧に反問権行使することなくきちんと答えていただいているっていう、大体の議会がそういうですね。そうなってくると、あえてそこまで細かく私は載せる必要がないと思ってますし、会議規則に定められているもので十分かなと思っております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、申合せに規定するかどうかっていうところに關しまして決定をさせていただいた上で、ほかの項目について議論していきたいというふうに思いますけども。

こここの部分、4ページの2のどこに規定するのかというところ。取決めをする、そしてどこに規定をするのかというところに対して採決を採らせていただきて、そこから先に進んでいきたいと思いますけども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、反問権について、議会運営に関する申合せ事項に規定をしていくということに対して、賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数です。

それでは、規定に関してはそのように決定をさせていただきます。

規定をするということは、それだけ重いものですということを当局側にも我々自身にもそれが係ってくるわけですので、そのことについてはこれは決定次第、議長を通じて当局のほうに申入れをするときに十分に伝えていただくようここで先にお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、資料1ページに戻っていただきます。

まず1番、反問の目的についてでありますけれども、おおむね案のとおりということになっておりますけれども、これも高浜市民の会さんより削除するという意見が出ております。

このことについて、御意見、質疑等ございましたら。

意 (14) 私はここに書いてありますように、案のとおりでいいと思いますので。

市民の会さんは、反問権は建設的な議論を深めるものではなく答弁しかねる質疑に対して答弁ができるようにするだけのものであることから削除するというふうに書いてありますけれども、どこのところも反問権というのは、使い方はいろいろあると思いますけれども、基本的にはやっぱり質問の趣旨がしっかりと分かるようにするということが大事な話ですので、僕は案のとおりでいいというふうに思ってます。

委員長 ほかに。

意 (11) 建設的な意見を深めるということは、一般質問において自分の考え、そして当局にそれを正す、そしてその中でいろいろ意見を伺いながら一般質問を進めていくということは、建設的な意見の議論を積み重ねていくということから考えると大変重要なことだと思いますので、ここを削除するということは本末転倒のところになるのかなというところがあるので、このまま案のとおりお願ひしたいと思います。

意 (13) 今、鈴木委員がおっしゃったのは、一般質問全般のことですよね。反問権についても同じということですか、どういうことですか。正すことなんんですけど、正すことではなくて反問権は、いわゆる当局の質問が分からぬから聞くことであるので、今のおっしゃることは正していくことだから、確かに一般質問は正すことなんだけど。一般質問に対しては今のこと言えると思うんですね。反問権に対してなぜそれが言えるかっていうのがよく分からぬので、御説明お願いしたいんですけども。

意 (11) まず、反問されるということ自体がやっぱり一般質問をするときの議員の思いが伝わっていないというところがあるので、やっぱりそこは反問される質問をしっかりと議論を深めるためにはしっかりとした資料の中で一般質問を行っていくということは建設的な意見につながっていくという解釈だと思います。

意 (13) 私の質問の趣旨がちょっと、私の聞いていることと全然違うんですけど、お答えになつてることが。

一般質問は市政を正すものですよ。反問権に対しても反問権自体が議論を深めることになるの

かっていいたら反問権 자체はただ単に相手の分からぬことを聞くだけのことだと思うんですよね。それが終わってからまた通常の一般質問に戻って議論を深めるのはいいと思うんですけど、反問権で議論を深める、建設的な議論になるっていうのは、ちょっと私はここは理解しかねるんですよね。だから、今、鈴木委員のおっしゃったことも私はちょっと理解できないんですけど。そこが何か私を説得できるものがあったら教えていただきたいんですが。

意（11） 13番さんの言うことも私もよく分からぬんですけども、やっぱり反問されること、それから反問に対して答える、これが議員としての責務かなと思っておりますので。私もよく質問の意図がよく分からぬんですけども。

委員長 よろしいですかね。私のほうから少し言わせていただくと、これ項目、反問の目的とあるんですよね。反問権とは何ぞやという話ではないんです。反問は何のために存在するのかということがここに内容としてうたってあるというふうに理解をしていただきたいんですよ。だから、お互い今言ってることは、倉田委員が言われることも鈴木委員が言われることも、それぞれ自分ところの言ってる部分っていうのは間違ってはなし、おっしゃることはその話で合ってると思いますけども、ここで言う項目とその内容についてのことで議論をしていただかないと進みませんので。

意（13） だから反問っていうのは、さっきから私が言ってるよう、当局が質問に困るとき、質問に対してどう答えていいか分からぬとか、質問が聞こえなかつたとかもたまにはありますし、それから質問の趣旨が分からぬとか、そういうことに対して行使できるものなので、私はやはり最後のところ、建設的な議論を深めるっていうとこを削除し、明確にするっていうとこだけで最後いいと思うんですよね。それ以上のことは、反問権で建設的な議論を深めるっていうのは、ちょっとその、一般質問だったら言えると思うんですけど、反問する目的は当局が建設的な議論を深めるために反問をするんですか。ちょっとそこは私は理解できないので、それはなくていいと思うんですよね。だから私は、本会議等における議員の質問及び質疑の論点を明確にする、それで私はいいと思います。

意（2） 今のお話の中で聞いておりましたが、これ視点的な部分だと思うんですよ。例えば、先ほどから言われてる、その場の疑問を解消すればいいという話だけで今お話を見えますけど、確かに反問権の行使についてはその部分についての疑義を解消していければいいという部分もあるんですけど、この質疑それから議案全体を、一般質問それから議案全体を見たときに、そこが全体に影響する、全体で捉えるっていう形を考えていけば建設的な議論につながっていくん

じゃないかなと。そこの部分を解消するだけではなくて、全体にこの反問することによって生かしていくっていう部分じゃないかなと思うんですけど。これあくまでも目的なので、大きく広く文脈的な部分もあるかと思いますけど、ただ単に疑問を解消していくっていうだけではなくて、全体的に市議会として議論を深めるっていう部分でこれ書かれていると思います。

委員長 これ議長とも相談をしてつくった項目案でありますけれども、この項目の中身っていうのは何を表してあるかっていうと、これは我々が反問というものをこう捉えているんですよということを当局に伝えるためのことが書かれているという理解をしていただきたいんです。だから、単に言ってることがよく分かんないとか、どこのことを聞いてるのかもう少し詳しく聞きたいとかっていうようなレベルのことではなくて、反問というのは建設的な議論に結びつけるために反問するんだから、それなりの反問をしてくださいよという意味も入っておるという理解をしていただいたほうがいいのかなというふうに思うんですけども。そこまでの説明が足りなかつたことは謝りますけれども、そこまでのことを踏まえて御意見をいただければというふうに思います。

意見なし

委員長 相手側にすごく大きな権利を与えるという意味ではなくて、我々が自分たちの質疑・質問に対して大きな責任を持ってやるんですという姿勢の表れも当然この中には入っておるということですので、それを踏まえて御意見があればお願ひいたします。

意 (14) 今、委員長が言われたみたいに、きちっと議員のほうもやっぱり質問する責任は当然ある話ですので、この案で私はいいと思います。

委員長 それでは、この反問の目的のところですけども、13番、倉田委員、どうですかね。今、私が説明したところを踏まえた中で項目の内容については。

意 (13) ですから、先ほどから言ってるように、私は、質問が聞こえなかったとか聞き取りが当局ができなかつたっていう場合もあるんですよね、中には。だからそういう場合っていうのは別に建設的な議論には結びつかず、私はただ単に質問や質疑の論点を明確にするだけでそれだけでいいと思います。建設的な議論を深めるというのは、それは一般質問の目的であって、私は反問権は反問権ですっきりさせたほうがいいと思います。以上です。

意 (2) 先ほどちょっと回りくどく言ってしまいましたが、シンプルにその1か所の疑問点を解決するだけではなくて、それをトータルで議論を活性化させたり政策論争を深めるっていう観

点からこういう書き方でいいんじゃないかなと思います。

委員長 それでは、繰返しの御意見になっておると思います。ここに關しましても皆さんおおむね案のとおりというところもありますので、ここで採決を採らせていただいて決めさせていただきたいと思いますけども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、反問の目的、内容については、本会議等における議員の質問及び質疑の論点を明確にし、建設的な議論を深める、とすることに対して、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。よって、反問の目的についてはこのように決定をさせていただきます。

次に、2番目、反問の趣旨についてであります。

これは趣旨というのは範囲というふうに分かりやすく書かせていただいておりますけれども、こちらについても皆さんおおむね案のとおりとなっておりますけれども、高浜市民の会さんより3を削除するという意見が出ております。これについて御意見がある方はお願ひいたします。

意見なし

委員長 一回ちょっと確認させてもらいたいんですけども、倉田委員、この③番の削除の意味っていうのは、①②で足りるため削除するというふうに書いてあるんですけど、これちょっと意味が伝わってなかつたのか分かりませんが、どういう考えに基づいてこの質問をされてるのかとか、この質疑をされてるのかっていうことが、①②以外でそういう疑問が出る可能性っていうものを持めてここに書かせていただいているんですけども。基本的に分かりやすくっていうか、ちょっと何とも言い回しが悪くて申し訳ないとは思いますけど、先に謝っておきますが、例えば、その議員の気に入るための考え方、議会が求める、議会が議会として満足する答弁というか回答というかそういうのっていってるのは、やっぱりある面、当局側、答える側も考えてやっていると

いうふうに思うんですよね。この食い違ひっていうのが、議論がかみ合ってないという話につながることは多々あると思います。私も、議長とか委員長とかやらせてもらったときにそれを感じることがありました。もう少しこういう言い回しで言ってくれればいいのにとか、答弁なんかでもそういったところもあります。それは当然、当局側、議員側それぞれの経験則だとかいろんなことが関係をしてくるとは思いますけれども、特に関係するのが思いの強さなんですよね。議員さんがそこに対して非常に思いがあることについてお聞きするといったときには、それに対してどこまでの答弁が満足感を与えるか。これをやってほしい、できないっていう答えであっても、でもどつか1つは、10できなくとも1つはできるというようなところに結びつけていくようなことがやれるのかやれないのかというところも一つの一般質問や質疑の醍醐味というんですかね、でもあると思うんですよね。

そういうところを考えたときに、逆に言うと、質問議員の考え方の提示の要求ということをしてくれたほうがいい答弁が出る可能性っていうのはあると思うんですよ。それを踏まえた中でこれが入っているということを一つ御理解をいただきたいなということと、それからここには書いてないですけど、もう一つ書いてないのは何でかっていうとあえて入れなかつたんですけど、要は代替案の要求。反問の趣旨の中に代替案の要求みたいなものを入れると、多分とんでもない話になってしまうだろうなということですね。ですから、そういうふうにこれはもう入れられては困るだろうということが入っていない。これ入れたほうがこちらサイドに得というか、こちらサイドに有利に使えていくんじゃないかなということで内容の中に入っているという意味合いで読み取っていただければありがたいなと思うんですけども。

それを踏まえた中で、倉田委員、どうでしょう。

意 (13) ちょっとよく分からんんですけど、どういう場合がそういう想定になるかっていうのがちょっと私ぱっと今委員長の話聞いて分からんんですけど。

一般質問っていうのは、基本的に私たちが質問する、質問ができる権利なんですよね。そういう権利があつてこちらが質問することに対して当局が答えるっていうことだと思うんですけど、それに対して考え方を聞くんですか。私は先ほどから言ってるように、反問権というのはやはり当局が答えに困る、どう答えていいか分からない。ただ単に、例えば簡単に言うと、議場はどう思いますかっていうふうだと議場のこの机の配置なのか、それとも音響の問題なのか、それとも議員の席の在り方なのか分からないから、そういう場合に例えば、今の御質問に対してはどういったことの趣旨で今の御質問がありますかって聞くならいいと思うんですけど、それであれば別

に①②で全然いいと思うんですよね。その③が必要っていうのが私はよく分からなくて、③が必要であれば、私は逆に自分が市長の立場、当局の立場だったらすごい聞きたいですよね、いろいろ。いや、今の質問こうなんですか、ああなんですかってすごい私だったら聞きたくなるので、それっていうのは一般質問にはならないと思うので。逆にだから私は③はないほうがいいと思っております。

意（14） 今、倉田さんが言われることも分かるんですが、僕も以前職員だったときに、やっぱり議員さんが、自分の考え、私はこういったことでこういう質問をしてますと、そういったことをきちっと言ってもらうと答えるほうとしては答えやすいじゃないですか、どういったことが聞きたいということをきちっと具体的に言ってもらったほうが。ところが全部が全部そういった質問できないもんで、だけどそれはもう答えるいわゆる当局側のほうが、それに対してどういうふうに理解してくれるとかということ。僕は事前に当局のほうとすり合わせして、こういう質問をしたいんだ、どういうことが聞きたいと言ってますけれども、実際に今うちのところはそういったことは局長がやっておって全部が全部そのときに局長も聞けてるわけじゃないもんで、そういうったときにはやっぱりこの③番がないというとやっぱり当局としては答えにくい。そういうた部分はあると思います。

ですから、僕はこの③番は入れといでいただきたほうが当局側としては非常に相手に対してきちんとした答弁ができる。当然それができるということは、質問者側のほうも的確な答弁がいただける。そのために反問権というのは僕はあると思いますから、まずこれは一つ僕は入れていただきたいと思います。

委員長 ほかに御意見ございますか。

意（2） これ③を削除という考え方、僕も一瞬考えたこともあったんですけど、②番と絡んでくると思います。この②番っていうのは、この疑問っていうのはなぜっていう部分と、どうしてっていう部分があるかと思うんですけど、この③番がどうしてっていう部分じゃないかなと思います。例えば、議員が質問の中でこれ違法ですかとかおかしいって言ったときに、何でおかしいのか、何で違法なのかっていうのを当局も即座に何がおかしいのか分かんないので、そこは判断して考え方を聞かなきやいけない。議論は進んでいかないんじゃないかなというふうに思います。

意（13） 今おっしゃった違法、何が違法ですかっていうのは、私は②でいけると思うんですね。なので、私はあえて③は要らないと。

意（2） 先ほどちょっと冒頭で言ったと思うんですけど、この疑問っていう部分が、なぜって

いう部分とおかしいだらうっていう部分はあるんですけど、この疑問の捉え方なんですよ。考え方っていう部分っていうのは、やっぱり違法ですっていうときに、極論を言うと何に基づいていいのか、それからどういう考え方で違法って言ってるのか、データも示してないっていった場合、そういう場合の考え方、何で違法なのか、考え方です。疑問と考え方っていうのは違うと思います。

委員長 この書き方が悪いのかもしれませんので、この③番の意味合いを少し話をさせてもらいますけれども、例えば、当局がやろうとしている政策がありますよね。その政策自体がよくないと思われるのか。例えば、お金のかけ方が悪い。要はこんなに金額使うべきじゃないということを言って見えるのか、この時期じゃないでしょうということを言ってるのかっていうようなところ、結局先ほど言ったように、10あるうちの10反対ではないけども、あるいは反対に10あるうち10賛成ではないけどもここは駄目だよとか、例えば、これはいいけどもこの部分は私は反対なんですよっていうようなところがもしあれば、そこを明確にお互いがすることによって建設的な議論になっていくんだろうということだと思うんですよ。それを言葉にすると、今言ったような、今言ったのは例ですよ、例ですからそれをここに載せるわけにいかないので、こういう意味があることがこの文章のところですよということをちょっと読み取っていただければと思うんですけども。それだと少し分かっていただけるんじゃないかなって気がするんですよ。だから、その言ってる質問とか質疑のその言葉とか何かに対する疑問だとか、意味が分からんとかっていうことではないその中身の話。

意 (13) 私がこれをどういうふうに当局に渡して捉えるかっていうところで、例えば私が当局側でこれをもらったときにどう思うかっていうときに、考え方の提示ってなると、例えば自分がそれがいいのか悪いのか分からぬいけど、とりあえず当局のこういうところはどうなのかっていうところを示してもらった上で自分がそれはやってもいいよになるのか、それはやっちゃ駄目じゃんってなるかとかいろんなことがあると思うんですよね。それを聞いてるときに、いきなり考え方はどうですかなんて言われても、いや、考え方なんて今ないですよ、とりあえず今これに対して明確にしたいからちゃんと答えてくださいっていう場合もあると思うんですよね。だからこそ私は③は要らないと思っていて、もしも当局側で③をもらったんだったら、私これそういうふうに聞きますよ。すごく反問権行使をして今こういう質問をされたんですけど、どういう考え方の下でされるんですかって聞いていますよ。でも、その議員が、いやいやそうではなくてとりあえず今この部分だけ確認したいとか、この部分を確認した上で自分が持ち帰って検討したいと

かいろんなことがあると思うので、私はこれを出しちゃうと逆に私はそうふうに当局側だったら使うなと思うので、私はこれは入れないほうがいいと思ってるからそういうふうにも言ってる部分があるんですね。この考え方の提示っていうのが、これは非常に取り方は人によって様々だと思うので。

委員長 一ついいですか。今、倉田委員が出されたこの提案及びその理由の中に、③は①②で足りるためって書いてあるんだから、これ入れなくてもこのことを聞かれるということを前提で書いてあるんですか、これ。

意 (13) だから、私が今言ったことは駄目ですよ、駄目なんだけど、先ほど皆さんが言っていることは①②で足りますよねっていうことを言ってるんですね。だから、私は質問が分からぬときとか当局が答えられないときっていうふうにしとかないと、逆に私は考え方の提示の要求と言われたら、その質問がどう答えたらいいか分からぬから考え方を教えてくださいではなくて、これだと考え方の提示だけを要求できちゃうということなので、私は安易に当局が考え方の提示の要求をしますということで言えちゃうじゃないですか。だから、私は安易にこれは③は入れるべきではないと思っています。

意 (14) 倉田さんの意見は意見で分かるんですけれども、やはり反問権というのは、いわゆる当局のほうが自分が答えるのにちょっといわゆる質問に対して疑義があるだとか、そういうようなことで足りるということを思われるかもしれませんけれども、当局側の全部が全部、議員の考え方を教えてくださいっていう質問ばっかりじゃないと思うんですね。ただ、具体的にこういった議員の考え方方が分かったほうが答弁もしやすい。そういう意味もあると思うんですね。なので、結果、一般質問は何でもできるというものの実際に実のある議論をせんことには話にならんわけですので、やっぱり議員がどう考えてるか。僕の場合だと、一つ例を言っておきます。僕は今の図書館に対して反対ですので、もうそれは図書館に対していろんなこと言うんですけども、それを前提として相手にはこの部分についてはあまりよく思ってないなど、そういうあれがきっと分かりますので、そういうやっぱり質問の趣旨をきっとするためにもそれは僕は入れといても当局もあんまり、僕、もともと市の職員ですもんで、自分がそういったことをやるときにどういうふうだったら議員さんに対してきっとした答弁ができるか、そういうことを考えていくというとこれは僕は必要な話だと思います。

委員長 もう一つだけ。もう一回これ確認のために言いますけど、これ反問権ってのは当局のためにあるわけじゃないんですよ。当局側に有利にさせるためにこれを与えるって話ではなくて、

自分たちが上手に伝えられないところを正していただくというところをここに書いてあるというふうに理解をすべきなんですね。でなきや反問権自体を与える必要がなくなってしまいます。

意（14） 今ちょっと誤解があつて申し訳ないんですけども、結果、当局のほうが有利になるとかどうのこうのじゃなくて最終的には自分のためなんですよ。自分が満足する答弁を得ようと思ったら、自分の質問の趣旨がきちんと相手に伝わらなければ駄目なわけじゃないですか。ですから、その趣旨をきちんと伝えるためにもこれは必要。だから、僕は市の職員でって言ったときの話はそういうことで、やっぱり議員の質問に対してきちんとした答弁をする、これは当然の話じゃないですか。だからやっぱりきちんとした質問が、答弁ができるようにする。これはもう職員のほうの立場じゃなくて、やっぱり自分のためでもあるわけですので、その辺のところを十分理解していただきたいと思いますね。

意（13） だからそれは①②で私は足りると思っています。

委員長 分かりました。

ほかに御意見ないようでしたら、これに関しましてもおおむね皆さんのが案のとおりということありますので、案のとおりとするかどうかで採決を採りたいと思いますけども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、反問の趣旨に関しましては、議長又は委員長は、市長等から次に掲げる反問の申出があったときは、これを許可することができる。①質問の意味が不明なとき又は質問内容の確認。②質問に対して疑問があるとき。③質問議員の考え方の提示の要求。ということで、この内容に対して賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。よって、反問の趣旨についてはこのように決定させていただきます。

それでは、次に、3留意事項についてであります。

こちらも皆さんおおむね案のとおりということになっておりますけれども、市民の会さんから

は、反間に係る時間を質問時間に含めないとところ、（2）に対しては明記する必要がないというふうな意見が出ておりますけれども、これについて御意見、御質問のある方。

意（2） それでは、高浜市民の会さんのこの案に対する意見というか提案という部分、まず前段の部分なんですけど、これ時間に含めるか含めないかっていう部分なんですけど、自分の質疑に対してそれが当局の答弁にうまく反映できなかった、伝わらなかつたっていう部分も含めて質問に足りない部分があつたっていうことを含めまして、やはり質問時間に含めるべきだと思います。

それから、後半の誠実に答えなければならぬっていう部分もあるんですけど、やはり議員として明記すべきで、恥すべきことであると書いてありますけど、やはり、局面、流れの中ではぐらかしたり、答えられない部分もあるかと思いますので、これはしっかりと明記すべきだと思います。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、市民の会さんの意見1、2は連動しているというふうに思いますので、これについては内容については、1回の採決で決めていくような形を取りたいと思います。

それから、今出ておる、きちんと発言の中では出でませんけども、結局、当局が答えるということに関しては、これはここの中に入れるべき話ではない、これは反問権の話ですので、ここに入れるべきではありませんので、当局側に求める部分に関しては、これはまた議長さんのはうに申入れていただいて、どつかそれを明記すべきところがあるんであれば、それに対して意見として言っていただければいいのかなというふうに思います。

これもおおむね皆さん案のとおりということになっておりますけども、これも採決で決定させていただいてよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは留意事項について、内容はこの資料のとおりでありますけれども、これに対して賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。よって、留意事項についてはこのように決定をさせていただきます。

最後、4番目、反問の流れでありますけれども、この反問の流れはこれ皆さん見ていただいて御理解していただけたと思いますけども。これも高浜市民の会さんより（6）、（7）については不要との意見が出ておりますけれども、これについて御意見あるいは御質疑等ありましたらお願いをいたします。

意（13）（6）、（7）をやる場合はどういうふうに、例えば議員が回答しますよね、こういう質問の趣旨ですとかこういうことをお聞きしておりますって言った場合に、普通はすぐそこで市長とかが手を挙げれば、市長とかって言って議長なりが当てると思うんですけど、反問を終了する場合は、市長はその旨を述べるっていうのはどういうふうにやるんですか。具体的にちゃんとそこをどういう発言で終了する旨を述べるのかちょっと私よく分からないですし、反問の終了についてもどの時点で言うんですか。こういう趣旨の質問ですって言ったら、そこで委員長がただいまのは反問権として認め、反問権を終了しますって言うんですか。どういう流れなんですか。これよく分からないんですけど、それをわざわざ必要なのかなと思うんですけど。その旨を述べるっていうのはどの段階でどういうことを言うのか、それから反問の終了を宣告するって書いてあるんですけど、どのタイミングでどういう宣告をするのか、教えてください。

委員長 それでは、私のほうからお答えさせていただきますけども、これはあくまでイメージの話なんですけれども、あくまで一般質問及び質疑等においては、これは議員側に主導権があつて始まるものであります。その中で、当局側がちょっとこれ答えに困るなと思う部分があった場合に反問権を行使する。その反問権を行使し反問をした質問に対して議員が答えるというところで、これで反問の回答がそれで終わればそれで反問はこれで終わりです。終わりですので、これまた主導権としては、議員側に移って、また質疑あるいは質問がスタートしていくことになりますから、ですから、反問を終了しますということを反問者が答える。反問を終了しましたので、次の質問をどうぞと、議長あるいは委員長が促すというのがこここの場面になります。そうすると、どっちの質問がどうなつてというようなことのやり取り、結局怖いのは、反問することによって、それに対して答えてまたそこでやり合うことが目的ではないんですよ。あくまで一つの質問、質疑に対してきちんと答えることができないから、それを解決するために反問権を行使して反問する。それを解決してきちんとした答えを出してその質問に対しては終わる。で、次の質問、質疑

が始まるというところの場面を文字に表すとこうなるのかなということで書かせていただいておると。でないと、例えば一般的に傍聴している場面を想像していただくと、誰が質問者で誰が答えてるのかっていうことが分からなくなってしまってこれは反問の意味もありませんし、質問者の権限っていうのかな、そういうものをきちんと保護されない状態になってしまうということでこれを入れたほうが逆にいいんじゃないかなというところでこういうスタイルを書かせていただいたと。

こういうことですので、これでどうですかね、倉田委員、分かりましたかね。

意 (13) いや、分からないですけど、議員が例えば、(5) でただいまの質問は図書館の配架冊数が少ないことに対して質問しましたって言いますよね、反問に対して回答する。そうすると、(6) が議員からの回答後、反問を終了する際は、市長等はその旨を述べるっていうのは、市長が反問に対して答弁をしてこれで反問を終わりますって言うんですか。それか、その議員が反問でこういう質問でしたって言ったら、市長等がただいまで反問を終了しますって言うんですか。ちょっとこれよく分からないんですが。

それから、その後、反問が終了したと判断した場合、反問の終了を宣告する。またそこで宣告する。これどういうことなんだか分からいいんですけど。今言ったみたいに、例えば、私がそれは図書館の配架冊数についての質問、そこが私は問題だと思って質問しましたって言った場合ですよ、例えば、私が図書館について質問しますって言ったけど何のことか向こうが分からないって言った場合に、私が配架冊数のことについて質問しました、やはりそれについては問題があると思いますみたいなことを私が言った場合ですよ。その後に、市長がそれを私のやつを聞いて、ただいまの反問権は終了しますって言うんですか。反問権として終わりますって言うんですか。その後にまた議長や委員長がただいま反問権が終わったこととしますって言うんですか。そういう流れなんですか、これは。よく分からないです。

委員長 先ほどの私の説明で分かりませんでしたか。

意 (13) 分からない。

委員長 残念ではありますけれども。結局何が言いたいかっていうと、ここに文字に書いてあることを再現しなさいって話じゃないんですよ。そうじゃなくて、流れがこうなりますよということで、特に反問をされたときに、反問に対する回答でそれでそれが終わった。それに対する反問が終わった後に回答が出来ますよね。その反問したことに対しての答えを受けて当初の質問の答えが出来ますよね、反問が終わった後に。だから、そのやり取りが分からなくなってしまうといけな

いから、この間にこれを入れていったほうがいいだろうと、流れ的には分かりやすいだろうということで書いたんですよ。だからこれを再現しなさいって話ではなくて、あくまで反問して、次に議員が反間に答えた後に何があるかって言ったら、このことではなくて、これを入れないと、そうすると、その反問の答えを踏まえた当初の質問の答弁が返ってくるんですよ、そうすると、反問がどこで始まってどこで終わってというようなところが分かりにくくなってしまうから、だからこういうものを間に挟み込んだほうがいいだろうということで、これを流れの中に入れたということなんです。

意 (13) ということは、議員がその反問権に対して答えました、答えたら、それに対して市長が手を挙げて答えをして、これで反問権を終了しますって言うんですか。それともその前に言うんですか。これで反問権は終了します、議員の質問が分かりましたのでお答えしますっていうことですか。それが終わったら、また議長または委員長が反問が終了したと判断した場合、反問の終了を宣告する。これ本当に流れが私は分からんんですけど、ましてや、よく分からんんですけど。だって、宣告するとかその旨を述べるって言ってるんですから、どうやってどういうふうにやるのかきちんと決めないと、それは。分かりません。

委員長 倉田委員が言ったので同じように表させていただくんであれば、議員が質問をします、質問の趣旨が分からんということで反問をします、反問に対して議員が答えます、そうすると、反問の答えでこれでもって答弁ができると当局側が思えば、反問を終了しますと。反問を終了しますと言った後に、議長あるいは委員長が反問の終了を宣告をして、それで一番初めの議員の質問から反問権を使って反間に答えたものを踏まえた答弁を当局側がすると。だから、先ほど言ったように、それを入れないとどこまでが反問に対してのあれなのかということが分からなくなるんです。だからこういうのを入れたほうが本来はいいだろうと。もっと言うなら、こんなことを入れるのが手間だとか何とかっていうのをここで考えるんじゃなくて、反問されない質問をすべきなんですよ、元は。だけど反問権というものを与える、これは何かっていったら、我々が責任持って質問するためであり、なおかつ分かりやすい議論にするために反問権というものを入れましょうということが議論のスタートですから。だから元が要らないとか要るとかっていう話じゃなくて、それをどのように分かりやすく運用していくのかということを今ここでやってるので、それを踏まえて議論をしていただきたいということです。

イメージとして分かりますか、イメージは。要るか要らんかっていう話は、これやるかやらんかっていう話は別ですよ。これは反問の流れっていうのはこういう流れなんですよと、反問とい

うのは反問としたところで一つこれで区切りをつけて、そこだけは別もので分かるようにするんですよっていうことを言ってるだけで、実際、この議会の中でいちいちそれをやらないと、やつてないから違反だとか何とかということではないとは思います。

すごく軽い、ちょっと聞こえなかったんですけどというような、例えばそれに対して反問権を行使しますなんていうことをあえてやらないと言うことを聞いてあげないということは、多分、議長だとか委員長さんだとかはそんなこと思わないですよ。ちょっと聞き取りできなかつたって言うと、すいません、議員さんもう一回言ってあげてくださいみたいなことはこちら側からそれをやるじゃないですか。それ反問権ですかって言ってやりませんよね、そんなこと。だけど、一応反問権の中に入れてあるんですよ、そういうことも。

意 (13) その後の米印の反問終了後、引き続き質問及び質疑を行う場合はっていうことなんですけど、もちろん聞いてることに対して反問権を受けてるんだから、聞いてることが終わってないわけだから、もちろんこの後に聞けると思うんですよね、きちんと。聞けるんだけど、この流れでいくと、議長、委員長が反問権を、市長が議員から答えをもらって、ただいまの反問権についてはお答えいただいたので承知いたしましたとかって言うんですかね。その後に議長とか委員長がただいまをもって反問権は終了したこととしますっていった場合は、もちろん元の質問に戻ると思うので。だから、行う場合っていうのがちょっとよく分かんないんですけど、もちろん元の質問に戻るのが普通だと思うので、何かこの米印の後もちょっと私よく意味が分からんんですけど。引き続き質疑を行う場合って質疑をしてるわけだから、本来であれば反問に対して回答して、こういう趣旨ですよって言ったら普通はそこですぐ市長がそういう意味なのかと思って答えてくれればいいんだけど、1回これ反問を終了する際は市長がその旨を述べないといけないんですよね。分かりました、今ので反問を終了とさせていただきます。また今度は、委員長、議長がただいまをもって反問を終了したといたしますっていうのか分かんないけど、本来であれば、これは反問権を行使してそれに答える、こういう質問でしたって言ってるわけだから、市長がその後答えなきや、市長なり当局は答えなきやいけないんですけど、何でまたその後にまた質疑を行う場合ってなるのかちょっとよくこれが分からんんですけど。

委員長 先ほど言ったように、流れを文脈に表してるだけであって、さっき私は口頭で言った説明は、反問を踏まえた答弁を当局側がして、それでその質問が終わるのか、次の質問に移るのかという話になりますよね。それが米印以降に書いてあると理解をしていただければいいのかなと思いますけど。

意 (13) いや、流れ的には（6）の議員からの回答後、こういう質問の趣旨でしたって言われたら、市長がそれにまず答えればいいと思うんですよね。そこで1回何で反問の終了しますって言うんですか。終了します、そしたら委員長、議長が終了しますってまた言って、何かすごくややこしいと思うんですけど、その後にまたそこで終了しますって話になっているから、元の質問をもう一回しないといけなくなっちゃいますよね、何かよく訳が分からぬ。よく分からないんですけど、私はだから議員が反問に対して回答するだけでいいと思うんですよね。議員が反問に対して回答しました、回答すればあとは当局がそれに対して答えるだけの話なので。

だから（6）、（7）、米印、これが私は流れがこれだと分かりません。

委員長 一番、議長とかと話をして考えたのは何かというと、反問って向こうからの質問ですね。その質問を踏まえてそれに対しての議論になっていってしまうと、そうすると、本来の質問のところというのは飛んじゃいますよね。この質問をされたからこの反問がある、反問に対する答えがあるから解決して答弁ができる、これで終わりじゃないですか。だから、それをきちんとするために、こういうふうにしたほうがいいだろうということなんですよ。それをやらないと、先ほど反問権で言われたこの件についてとかというような話になってっちゃうとちょっと違う方向に向いてっちゃうじゃないですか。何のために反問があるのかっていうところ、そういうところをきちんとさせていかなきやいけないだろうということで、反問権行使した場合の反問に対する議員側からの答弁、それに関しては独立させてこれを終わらせておいて、それを踏まえた当局側の答弁を求めて、それを回答して答弁してもらって終わるというのが、元の質問から終わりの間に反問権の行使を挟んだ終わりの流れですよね。そうすると、こういう言い方になってくのかなということで書いたんです。

意 (14) これ、行動を文章にするとこうなっちゃう。事情聴取を受けたことがあるんだけども、事情聴取というのは全部文章に残さなきやいけない。そうすると、やった行為に対してどういうふうだったっていうのを文章にするとえらいややこしくなっちゃう。これは一つの文章の流れとして、やっぱり皆さんに理解してもらおうというと、いやこれがどうのこうのだと何だかんだって話になるとえらい難しい話になってしまふもんで、やっぱり行動を文章で表すというと僕はこういうふうになってしまふと思う。

意 (13) いや、行動って言ってもその旨を述べるとか宣言するって書いてあるわけだから、それは今の北川委員長の話だと、わざわざそういうことはしないのかなと思うと、結局、（5）議員、反問に対して回答する、反問に対してこういう質問でしたって言えば、あとは当局がその反

間も含めた質問に対して答弁をするで終わりだと思うんですよね。だから、この（6）と（7）とか、その今、私、黒川議員の言つてることよく分からないんですけど、市長等はその旨を述べるって言つてるし、その後は反問の終了を宣告するって言つてるんですよ。だから、これはちょっと私は、これわざわざどうやってやるんですかっていうことが意味が分からないので。今の北川委員長の話聞いてると、いやそういうことじゃないな、この文章と言つてることは私は違うふうになるのかなと思うので。

意（14） 今の話ですけれども、結果、一つの流れとして、例えば回答しましたということが、それが当局が納得すればそれで終わりなんですけれども、実際に議員は反問に対して回答する、（6）で、議員からの回答後、反問を終了する際は、市長等はその旨を述べるというのは、それで反問を、あれを了解したら、それで了解したということを、反問を終了する場合は、市長等はその旨を述べるというのは、自分が当局のほうが納得すればそれで終わりじゃないですか。そのことをどういう形であれ言つてもらつたら、今度、議長や委員長はこれで反問を終了しますということを言うだけの話ですので。文章で書くとこういうふうになるというのは僕は理解できますけれども。僕は、これでいいと思います。

不規則発言あり

委員長 想定はしてませんけども、反問権に対する答弁が足らない、反問権を行使して聞いたにもかかわらず答弁に至らない場合なんかは、この繰り返しになりますよね。だから、一番初めに言つたように、反問なんかあってはならないんですよ、あってはならない質問を心がけるべきですけれども、もしそうなった場合には1回で済むような形でやつていただければ、そんなに分かりにくい話ではないと思います。例えば、市長がその旨を述べるっていうのは、分かりましたって何気に言つただけでもそれでいいじゃないですか。あえて手を挙げて議長と言って、議長が差して市長に話をさせるなんてことは想定してませんよ。ただ、文面に起こすとこうなりますよということを言つてゐるんですよ。それが必要だからこういうものがあるんです。どこに書いてありますかということをよく言われますよね。

それでは、反問の流れについて、この内容でよしとするかどうかということで採決を採らせていただきます。よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、反問の流れ、この3ページにおける内容に置いて進めていくということで賛成の委員の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数です。それでは、これで反問権についての中身は決定をさせていただきます。

申合せに関しましては、案文を議長、事務局とも相談をしてつくらせていただいて、次回以降にお示しをさせていただきます。申合せの最終決定というのは3月定例会終了後の議運で予定をしていくことになりますので、これ議案に上がるものはありませんので、そういう形を取らせていただきたいと思います。そこで決定次第、議長のほうから当局にきちんと説明をさせていただいて、こういうふうに決定したので、しっかりと議会のことに関しては対応してくださいというところの申入れをしていくというのが流れになると思います。

## 2 自由討議のあり方について

委員長 この件については、前回の委員会において自由討議実施の決定方法、それから従来の各派、議運で協議し、決定する方法に加え、委員会開催中に動議を出して決定する方法とすることが決定したと思います。

本日は、自由討議を実施する上での運用方法等について、事前にいただきました御意見を基に協議を行いたいと思います。

それでは、まず委員外議員の参加を認めるか否かについてでありますけれども、おおむね認めないという意見でまとまっていますが、高浜市民の会さんから認めるということで資料のとおり、理由とともに書かれておりますけれども、これについて御意見あるいは質疑等ございましたらお願いをいたします。

意（13） これ高浜市議会会議規則に自由討議のことについても載っていますし、委員外議員の発言についても載っていますので、これに基づいて委員外議員の発言をすればいいと思いますし、今、委員会が6人と7人というところで、6人のほうの委員会については1人が委員長になると

5人で議論するだけのことになりますので、これだとやはり私たち市民の負託を経てこうやって議会で発言してるんですけど、より多くの多様な意見を交わすってことが非常に特にこの自由討議っていうのは大事だと思うんですけど、5人だけっていうのは私はどうかと思いますし、やはり一人会派が多い中でもそういう会派の方の意見も聞いて、それが一部でも取り入れられるのか全く取り入れないのかそれはいろいろですけど、やはり多様な意見を聞くという意味では必要だと思います。先ほど申し上げたとおり会議規則にのっとれば、もちろんできるに決まってるんじゃないですかっていうところです。

意（2） 今、会議規則第108条ですけど、委員外議員の発言ということで、出席を求めて説明または意見を聞くことができるとされています。ただもう一つ肝になるのが、その次の第109条です。自由討議における合意形成といった中で、委員会において付託された案件の審査に当たり結論を出す場合、合意形成に向けた自由討議を通じて委員相互間の議論を尽くすように努めるものとするというふうに記載されております。ということは、やはり審査過程から関わってる委員をベースにやはり自由討議が行われるべきではないかというふうに考えます。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 まず自由討議というものに対するスタンスっていうのが、これは自由討議っていうのは我々とか鈴木勝彦議員の世代がつくってきたものであります。それ以前に委員会制度っていうのは存在してて、これとはまた別の話になっていくんですけども、委員外議員の意見を求めることができるとか、意見が言えるとかっていうところは、これに関しては過去に使われたのは1回、私の記憶では1回です、2回かな。議員提案をした議案が委員会付託をされた場合に、その委員会に所属していない議員は説明員としてその委員会に出て行って、質疑を受けて答弁をするという場面がありました。討議っていうのは、あくまでその委員会に結論を出してきなさいよというのを議長が委員会に議案を付託するわけですから、委員会の中でやっぱり協議をし、討議をし、そして合意形成に向けてやっていくというのがこの高浜の委員会制度を設けている高浜市議会のやり方であるということで進めてきたわけですので。先ほど倉田委員が言わされた、少ない人数だから多くの意見を取り入れるっていうのは、これは委員会制度の在り方の問題であって、こことはまた別の話でやっていただいたほうがいいかなというふうに思います。今は委員会

制度っていうのが存在しているということと、その委員会に付託された議案あるいは陳情、請願に関して、自由討議をどういうふうに実施していくのかということをここで議論してもらうわけですので、少し分けて考えていただければというふうに思うんですけども。

それでは、この意見も皆さんほとんど同じですので、これ以上意見が出ることはないと思いますから、意見の一致が難しいものですから、委員外議員の参加を認めるか否かということで、認めるというのと認めないとで言いますと、それで採決を採りたいと思います。

意（13） これ認めないっていうことであれば、これ規則変えないと駄目ですよね。先ほど言つてた荒川議員のこの合意形成というのは、合意形成はこういう議員が委員会で議論を尽くすように努めるものとするっていういわゆる努めなさいよってことを言つてただけであつて、別にそれが委員じゃないと駄目っていうことはここでは言つてないわけなので、なのでやはりこの委員外議員の出席を認めるっていうところは、これは自由討議では認めないとことであれば、これはこのままでいいんですか。どうなんですか。

委員長 暫時休憩してください。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 15 分

委員長 再開をさせていただきます。

私のほうからちょっと御説明させていただきます。

まず、委員外議員の出席に関して、これにおいては必要があると認める場合ということで、先ほど私がこういう例がありましたという話をしましたけども、その方に説明員として入つてただくっていう形で、その方に議決権があるわけでも何でもない状態で出席ができるということで一つ例があります。

それから、もう一つは何かっていうと、両方の委員会にまたがるもの。例えば予算、決算って予算決算特別委員会をつくりますよね。だから、それは多分問題ないんですよ。うちはそれぞれの委員会に割り振つてないですから、一つの特別委員会でもって全部やつてしまうというやり方をやってますから。通常の場合だと、それぞれ所管に分けて予算決算というのは委員会に付託される、そういう議会もたくさんあります。うちはそうじゃないですから、その形でやってますけども、例えば一般議案で両委員会にまたがるもの、これ例えば陳情なんかよくありますよね。同

じ陳情を2つに分けて審査しますよね、所管は両方入ってるから。あれは事務局側で分けてるんですよ。本来だったら1本ですから、それを審査するっていう場合が生ずることがもしあった場合には、両方の委員会を合わせてやります。それを連合審査会といいます。連合審査会っていうのは、そこで協議をして意見のすり合わせをするだけです。審査会で決定はしません。そこでそれだけ議論だけしといて、それぞれの委員会に分かれて、委員会のほうで決議をするというやり方をやります。これが連合審査会というやり方です。これは委員会の規則にも載っている話ですでの、これはやれることではありません。ただし、あくまで付託というのがあって、付託、所管っていうのがあって付託っていうのがあって、それをあえてまたい連合審査会を開いてやつていきましょうというのはちょっとこれ意味が違いますので。先ほど言ったように、委員会制度の在り方を考えていくんであれば、別で議論をすべきでしょうという話で、ここではする話じゃないということです。

ですから、今、自由討議のあり方についてというテーマでやっていくわけですから、だから多様な意見というのを公の場でやるのか、あるいはこれについてどう思うっていう委員外議員の方に対して個別のアプローチってできますよね、どう思われますかっていう意見を伺うことって。それって誰も制限してないじゃないですか。だからそういう活動で今済ましてきていると思います、皆さん方のやってきてるのは。会派調整もそうですし、そういうやり方を取ってきたのかなというのが今までの歴史だと思います。

ですから、そういうのを踏まえた中で、委員外議員の参加を認める、認めないに対しまして、採決で決めていきたいと思いますけどもよろしいですか。

意 (13) いや、ちょっと今の話と私のさっきの話、全然別だと思うんですよね。私は、委員外議員の発言を認めないっていうんであれば、この会議規則とリンクしなくなっちゃうんですけど、いいんですかっていうことを聞いてるんですよ。この会議規則がある以上は、委員外議員は、もし委員外議員の発言を認めさせてくださいって委員長や議長がいいですよって言ったら、それは認めなければいけないと思うんですよね。それを皆さん無視して認めないっていうことにするんですか。だから、許可をするかしないかはそのときの委員長や議長だし、ほかの議会では、やはり現在こういう発言がありますけど皆さん許可してよろしいですかって異議なしつて言ったら、委員外議員の発言だってバンバン許可してるわけだから、何でその自由討議だって同じこの会議規則に載ってるのに、発言を認めないっていうふうに決めちゃうんですか。おかしいですよね、これ。それを私言ってるんですよ。

委員長 発言をすることを決めるのが委員会です。だから発言をしたいからっていう権利じゃないです。ですから、先ほど言ったように、やり方としては連合審査会というやり方もあるし、それから個別での議員活動の中での意見の聞き取り等もありますし、当然、反対にこれについて物が言いたいけど自分がその委員会に所属していないということになれば、こういう意見ぜひ自由討議で言ってくれということもできると思うんですよね、同僚議員の方々にね。だからそういうような部分で御判断をしていっていただければというふうに思います。

それでは、自由討議について、委員外議員の参加を認めないとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 多数ですね。

「会議規則を無視する。」との発声するものあり。

委員長 会議規則の無視はしておりません。委員会が許可をするということになりますし、必要があれば入っていただくということになりますので。

それから、次に、運用方法の申合せ等でございますけれども、これもおおむね議会運営に関する申合せ事項へ規定という意見でまとまっておりますが、それでよろしいですかね。そのような形で御理解をしてよろしいですか。

意 (13) ですから、私はもう会議規則にのっとり運用するだけの話ですので、申合せ等の規定についても、私は特にそこは明記する必要はないと思っております。会議規則にのっとってやればいいだけです。

委員長 ほかに御意見ありますか。

意見なし

委員長 それでは、御意見もないようですので、運用方法の申合せ等への規定に関しましては、議会運営に関する申合せ事項へ規定ということに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。それでは、議会運営に関する申合せ事項へ規定をさせていただくということにします。

それから、運用開始時期でありますけれども、これに関しましては、資料にありますとおり、次の定例会または来年度からとの御意見がありますけれども、御意見ある方はいらっしゃいますか。

意 (13) 私はもともとこの会議規則にのっとるだけの話で、先ほど申合せの規定についてものっとらないようなことを明記するということで今すごく非常に驚愕しております。そんなことを進めてしまうんだ、高浜市議会はっていうところでびっくりしているんですけど。

ですので、私は運用を開始することも認めません。会議規則にのっとって運用していただけだと思っております。

委員長 それでは、先ほど一番最初に規定することを決めていただいたんですけれども、そのときに私のほうで3月定例会後の議会運営委員会で申合せ事項の確定をしていくということはどうですかという話をさせていただきました。そのとき、おおむね皆さんオッケーだというようなことだったもんですから、それを踏まえると、来年度からということで、3月の議会終わってからきちんと規定していきますよということを決めていただければ、来年度からということですので、来年令和8年6月定例会からということになりますけれども、それでよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「私は規定に反対です。」と発声するものあり。

議長 倉田委員の発言で、ちょっと軽視できないと思って発言させていただきますが、この108条の委員外議員の発言とありますけれども、これはあくまで出席を求めて説明または意見を聞くことができるなので、この意見を聞くことができるっていうのは、この規定でこの皆さんが今お話ししていただいて決めたことに関して、許可をしたらできるってことなので、この自由討議をもしその人がどうしても意見を言いたいってなったら、どういうことになるんですか。ちょっとすいません。教えてください。

委員長 それでは、そこのところをちょっと説明をさせていただきます。

委員外議員の出席に関しては、これは委員会がそれを求める場合できますよということ。それから、発言に関しては発言の拒否もできるし、発言を許すこともできる。これも委員会が決定することです。そのようにうたってありますから。だから、委員外議員のほうの権利としてうたつてあるわけじゃないんですよ。だから、委員会規則に反しとるとか何とかって先ほど言わわれてましたけども、そういう意味ではありません。あくまで委員会が決めていくことであって。

先ほど言った連合審査会というのも、これも議長がそれを使いなさいと言ってもできません。各委員会でそれでやりましょうという決を採ってやっていかなければできませんので。ですから、付託というのも、こういうことで付託をしたいのでそれを御議論くださいと言って議論した上で、それぞれの委員会がオッケーだよという話になってからやる話ということになりますから。だから、あくまで委員外議員の権利としてうたってるんじゃなくて、権利があっても決定をするのは、発言の権利はあっても決定するのは委員会。それから、出てくださいと言って、そして意見を言ってくださいと言ってお願いして出でもらうのも委員会側の決定です。これに関しては、今、自由討議のところには何もうたってありませんので、委員会規則に抵触するものではないという判断をしていただければと思います。

意 (13) この規則を読めば、この 108 条第 2 項、委員会は委員外議員からの発言の申出があつたときは、その可否を決めるって書いてあって、委員外議員からも、いや私これについて発言したいですって言って、ほかの議会を見てくださいよ、ちゃんと委員会のときに手を挙げて委員外議員の発言を認めますって言ってやってるわけだから、それはできるに決まってるというか、このやつでいけばできるわけなんで。

委員長 許可もそれから拒否もできるって書いてあるんです。

意 (13) 拒否もできるけど、今先ほど委員長は、ちょっと私ももう一回音声聞かないとはっきり、間違ってるかもしれないんですけど、求めなきやできないような感じで今言われたもんだから、そうじゃないですって。別に求めなきや出席できないわけではなくて、委員外議員からの発言があったときは、それを許可するかしないかもしれないけど、だから委員外議員からも発言の申出はできるわけなんですよ、これでいけばね。

委員長 だから、そう言いましたよ。権利はあるけど決めるのは委員会ですよって話をしてるじゃないですか。間違ったこと言ってないですよ。

意 (13) ということは、何、それは、発言はできるってことですよね、今の発言でいくと。委員外議員。

議長 許可があれば。

意 (13) 許可があればね。

議長 許可をするかどうかは委員会が決める。

意 (13) 私、この間のこの特別委員会で、委員外議員の参加を認めるか否かっていうところで、結局、委員会ごとにやるから委員会の委員だけですよっていうふうになつたんですよね。そういう中で、だから委員外議員はまず参加はできないですよってことになつたもんだから、その上で発言ができるかっていうところを私は最初聞いたと思ったんですよ、この2のところで。だけど、私は規則にのっとればそんなもん発言できるでしょ、もし許可されれば発言できるじゃんっていうところで言ってるだけであって。だから何かちょっとその辺が、ごめんなさい、理解の齟齬があったかなと思うんですけど。

委員長 多分、一番齟齬があるのは何かっていうと、自由討議っていうものを、経験のない方は分からぬと思うんですけども、結局、それぞれの意見をぶつけ合って相手を説得して自分側に引き込むという行為を議論でやっていくというのが自由討議なんですよ。だから、委員外議員のいち意見を1回だけ聞くなんてことはあり得ないんですよ。だから、参加を認めないっていうふうに答えた皆さんも多分そうだと思うんですけども、意見を言うことができるっていうことでもし入られても、1回だけその方の意見を聞くことが自由討議にどんだけの影響があるかっていう話でしかならなくて、やっぱりそこの中でお互い言い合うことによってお互いの言ってることを、お互いがそれぞれの長所を言い合って、短所を言い合ってっていうところを、結局潰して平らにならしていくっていうのがその自由討議の意味ですので。だから、そこがちょっと、自由討議に参加をするとかしないとか、意見が言えるんだとかそういったのとちょっとイメージが多分合つてないのかなっていう気がするんですよね。

意 (13) 確かに目的は今委員長の言われたとおりなんんですけど、例えば、これ本当にこの法律に抵触しますよとかこの法律に何かありますよとかこういうすごい市民の意見があって、もしかしたらこの反対運動が起りますよとかこういうのありますよっていうのを、やっぱりすごい重要なことってあると思うんですよね。それが全然ないまま委員会の委員の中でだけずっと議論されちゃってこうなりましたっていうんであれば、そこでストップをかけなきゃいけない場合は、そうやって委員外議員が発言してここちょっとこうなんじゃないですかっていうことはあり得ると思うんですよ。だから、私は委員外議員の発言は別にあって然るべきだと思いますし…

委員長 いいですか、自由討議の話ですよ。

意 (13)　自由討議ですよ。

結果的に、でも今の話でいけば、委員外議員の発言も認められないってことですよね、結局。

委員長　違う。認められないんじやなくて、委員会が決定することですというお話をずっとしています。だから、ここで委員外議員の出席を認めるとか認めるとかっていう話ではなくて、委員会が決める話ですので。委員外議員が入った自由討議は馴染まんだろうというのが多分皆さんの総意だと思うんですよ。

それでは、どちらにしても運用開始時期に関しては来年度からということでおよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長　そのようにさせていただきます。

それでは、次回の議会改革特別委員会、ちょっと日程的にはまだ決められませんけれども、聞いたところによると1月に臨時会が入るようあります。ですから、その辺に議運だとか臨時会だとかに合わせたレベルの中で日程を組んでいきたいなと思いますけども。一応、中身はこここの今年度議会改革特別委員会で決めさせていただいたことを3月定例会後の議運で申合せに載せるための案文を皆さんに最終決定していただくというところが残ってますので、それをやらせていただくということで御理解をいただきたいと思います。

例えば、日程調整ですけど、1月23日金曜日の午後1時から議運を予定しておるということで、それから30日の午前10時、臨時会です。

(委員会で日程調整)

委員長　では、23日の議会運営委員会終了後に議会改革特別委員会でよろしいですか。

意見なし

委員長　午後ですので、お忘れないようにしてください。

それでは、議運があつて議案説明会があつてその後ですね、すいません。23日です。

それでは、本日の案件はこれで終了となります。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 38 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長